

特定非営利活動法人 Ryouiku Circle はなはな
「きりしま総合発達支援センター」生活介護事業 重要事項説明書

この重要事項説明書は社会福祉法第76条及び第77条の規定、並びに障害者総合支援法に基づき、指定生活介護サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1. 指定生活介護サービスを提供する事業者について

経営事業者の名称	特定非営利活動法人 Ryouiku Circle はなはな
法人所在地	鹿児島県霧島市国分姫3147番地1
代表者氏名	前原 利彦
電話番号	0995-55-1284
FAX番号	0995-73-4304
認可年月日／認可番号	平成21年4月28日／3400-05-004197
ホームページ	https://hanahana.offmaehara.com/

2. 事業の目的と運営の方針

種類	指定生活介護 平成31年4月1日 鹿児島県指定
目的	利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な指定生活介護の提供を確保することを目的とする。
事業実施地域	通常の事業の実施地域は、霧島市、始良市の区域としています。
営業日、営業時間、休日	営業日、営業時間：月、火、水、木、金曜の午前8時30分から午後5時30分まで。 (サービス提供時間：午前10時00分から午後4時00分。) 休日：土、日曜日、但し1回/月程度営業。国民の休日。12/29～1/3。8/13～15。
名称	きりしま総合発達支援センター
管理者	前原 利彦
サービス管理責任者	前原 まゆみ
所在地	鹿児島県霧島市国分姫城3147番地1
運営方針	別紙・きりしま総合発達支援センター運営規程による
電話番号	0995-55-1284
FAX番号	0995-55-4304
電子メール	kirishimakodomo@ace.ocn.ne.jp
開設年月日	平成31年4月1日
利用定員	11名

3. 職員体制 (令和3年7月1日現在)

職種	員数	常勤		非常勤		職務の内容
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者	1名		1			・事業所の従業者及び業務の管理
サービス管理責任者	1名	1				・生活介護計画の作成・新規利用の調整・サービス内容の管理
看護職	5名	2		3		・医師の指導のもと、利用者の日常生活上の健康管理・療養上の指導
生活支援員	8名	3		5		・日常生活に於いて必要な食事・更衣・排泄・移動などの介助
理学療法士	6名			6		・医師の指導のもと、利用者に必要な機能の獲得、向上を図り機能の減退の防止の訓練
言語聴覚士	1名			1		・医師の指導のもと、利用者に必要なコミュニケーション、摂食機能獲得、機能減退を防止する訓練
作業療法士	2名			2		・医師の指導のもと、利用者に対し必要な能力の回復、向上を図り機能減退を防止する訓練
嘱託医	4名			4		・利用者に対し日常生活上の健康管理・療養上の指導
調理員	2名			2		・医師の指導のもと、利用者にあつた食事形態に調理を行う。

4. サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 施設

建物	構造	木造		
	敷地面積	1925.08㎡	延べ床面積	518.00㎡

(2) 主な設備

部屋名	部屋数	部屋名	部屋数
作業・訓練室	1室	多目的室(共用)	4室
洗面所・便所	1室	更衣室(共用)	2室
相談室(共用)	1室	厨房	1室
事務所(共用)	1室	静養室	1室

5. サービスの内容

(1) 介護給付費等対象サービス

サービスの種類	サービスの内容
相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し適切な相談、助言・援助等を行います。
リハビリテーション	個々の利用者の状態に適切に対応する観点から、個別のリハビリテーション実施計画を策定し、これに基づき医師の指示を受けた理学療法士、言語聴覚士等が実施します。
介護	利用者の状況に応じて適切な技術をもって食事・整容・更衣・排泄等の生活全般にわたる援助を行います。
事業所外支援	常時サービスを利用している利用者が、心身の状況の変化等により、5日以上連続して利用しなかった場合は、あらかじめ利用者の同意を得て、居宅を訪問してサービス利用に関する相談支援を行います。(訪問支援は月2回を限定します。)
健康管理	日常生活上必要なバイタルチェックや投薬その他必要な管理、記録を行います。また、医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。
創作的活動の機会の提供	創作的活動の機会を提供します。

(2) 介護給付費等対象外サービス

サービスの種類	サービスの内容	金額
食事サービス	希望により食事の提供をします。 食事時間 昼食 12:00～13:30	食事提供体制加算対象の方:1食350円 上記以外の方:650円
創作的活動に係わる材料費	創作的活動を行う上で必要となる費用で、負担していただくことが適当であるものに係わる費用をいただきます。	実費
訪問支援交通費	通常の事業の実施地域を越えて行う訪問支援に要する交通費は負担して頂きます。	公共交通機関:実費 20km未満:500円(片道) 20km以上:1000円(片道)
その他	その他日常生活において通常必要となるものに係る費用で、負担していただくことが適当と認められる費用を頂きます。	実費

6. 利用料金

(1) 介護給付費等対象サービスの料金

介護給付費対象サービスについては、厚生労働大臣が定める基準により算定した額がサービス料金となります。このサービス料金のうち9割(原則)は市町村から介護給付費等が支給されます。介護給付費等は当事業所が市町村から直接受け取りますので、利用者は、サービス料金から介護給付費等の額を差し引いた額(利用者負担額といいます。原則サービス料金の1割です。)を当事業所にお支払いいただきます。

なお、「障害福祉サービス受給者証」に記載されている負担上限月額が1ヶ月の利用者負担の上限額となります。

(2) 事業所は、当月の利用料金合計額の請求書を翌々月10日までに発行します。

生活介護サービス費	区分6	12880円
	区分5	9630円
	区分4	6830円
	区分3	6130円
	区分2以下	5610円
人員配置体制加算	人員配置加算(Ⅰ)	2650円
	人員配置加算(Ⅱ)	1810円
	人員配置加算(Ⅲ)	510円
初期加算		300円
常勤看護職員配置加算(1)		840円
重度障害者支援加算(1)		500円
福祉専門職員配置加算Ⅲ		60円
食事提供加算		300円
訪問支援特別加算	所要時間1時間未満の場合	1870円
	所要時間1時間未満の場合	2800円
送迎加算	(Ⅰ)	490円
	(Ⅱ)	380円
欠席時対応加算		940円
リハビリ加算	(Ⅰ)	480円
	(Ⅱ)	200円
障害福祉サービスの体験利用支援加算		3000円
福祉・介護職員処遇改善加算		所定単位の4.4%
福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ		所定単位の1.4%

(3) 介護給付費等対象外サービスの料金

上記「4(3) 介護給付費等対象外サービス」に記載の料金を当事業所にお支払いいただきます。

(4) 利用料金のお支払方法

前記(1)(3)の料金は1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、請求があった月の末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

- ① 当事業所窓口での現金支払い
- ② 下記指定口座への振込み
 - ・ゆうちょ銀行【店名】七八八(読み ナナハチハチ)【店名】788【預金種目】普通預金【口座番号】0350658
 - ・鹿児島銀行 牧之原代理店 普通預金 口座番号2554752

<サービスの概要>

なお、サービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。当事業所のサービス管理責任者が作成し、

(5) 提供する主たる対象者

- ① 身体障がい者(18歳未満の者を除く)
- ② 知的障がい者(18歳未満の者を除く)
- ③ 精神障がい者(18歳未満の者を除く)

6. 苦情申立先

窓口担当	前原 まゆみ
	担当者不在の時は、他の職員が代行致します。
霧島市保健福祉部 長寿・障害福祉課	所在地：霧島市国分中央三丁目45-1
	電話番号：0995-45-5111
第三者委員	稲留 隆、宇治野由喜江
始良市市役所	所在地：始良市宮島町25
	電話番号：0995-66-3111
福祉サービス運営 適正化委員会	所在地：鹿児島市鴨池新町1-7(県社会福祉センター内)
	電話番号：099-286-2200
県庁障がい福祉課 施設支援係	所在地：鹿児島市鴨池新町10-1
	電話番号：099-286-2749

6. 協力医療機関

緊急時の対応	病状の急変、そのほか緊急事態が生じた場合は速やかに協力機関に連絡をします。
協力医療機関	国分生協病院・国立病院機構 南九州病院・霧島市立医師会医療センター

7. 非常災害時の対策

防災訓練	計画に基づいた避難訓練等を年2回以上実施し、非常災害に備えた体制を整えます。
防災設備	自動火災報知器・消火器・非常用飲料24本(500ml)・非常用おむつ

8. 事故発生時の措置

生活介護の提供により事故が発生した場合は、利用者の扶養義務者及び関係する県、市町村に連絡を行うと共に必要な措置を講じます。

9. 虐待防止ための措置

人権擁護・虐待の防止などに対応するため、責任者・相談窓口の設置、職員の研修など必要な措置を行います。

10. 身体拘束等の適正化

身体拘束等の適正化に対応するため適正化委員会の設置、記録、職員の研修など必要な措置をおこないます。

身体拘束等を行う場合には身体拘束説明書を作成し、その様態、及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項について承諾を頂きます。また、身体拘束の有無及びその内容を日々記録します。

11. 生活介護を利用の際に留意していただく事項

当事業所を利用される方々の生活の場・日中活動の場としての快適性や安全性を保つため、次に掲げる事項についてご留意ください。

設備・器具の利用	施設内の設備、器具は本来の用途に従ってご利用ください。これに反した利用により破損等が生じた場合は賠償していただくことがあります。
貴重品の管理	利用者の所有する貴重品につきましては、ご自分の責任において管理していただくことが原則です。紛失等の事故に対する責任は、施設で負うことは出来ません。
宗教・政治・営利活動	利用者の思想・信教は自由ですが、他の利用者や職員に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動はご遠慮下さい。
衛生保持	施設内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持にご協力下さい。 感染疾患時は、医師の指示に従ってご利用ください。
防災対策	火災予防の規律に関しては特に注意を払い、必ずお守りくださるようお願いいたします。
その他	利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上必要と認められる場合、必要な措置をとる場合がありますのでご了承ください。その場合、ご本人のプライバシー等の保護については十分な配慮を致します。

指定生活介護の提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業所名：きりしま総合発達支援センター

説明者：サービス管理責任者 前原まゆみ

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定生活介護の提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

利用者

住 所:

氏 名:

印

代理人(※必要に応じて)

住 所:

氏 名:

印

続 柄: